

市県民税の申告はお早めに！

期間 2月16日(金)～3月15日(金)

1008621

令和6年度市県民税の申告受け付けが始まります。昨年(2024年)の1月1日から12月31日までの収入が対象で、市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。

問合せ 税務課市民税係 ☎内線 3011・3012・3013

申告をしないと各種証明の発行や手当などが受けられなくなることがあります

申告が必要かチェック！

申告が不要な人

- ①令和5年分の所得税確定申告書を税務署へ提出した
- ②昨年中の収入がなく、税法上の被扶養者になっている
- ③昨年中の収入が給与のみか、給与と公的年金のみで、支払先から市へ給与支払報告書が提出されている
- ④昨年中の収入が公的年金のみ

申告が必要な人

- 今年1月1日現在、本市に住所があり、昨年中の収入状況などが、次のいずれかに該当する人
- ①営業や農業、不動産、雑所得(個人年金や報酬)などの収入があった
 - ②給与収入があり、支払先から市へ給与支払報告書が提出されていない
 - ③昨年中の収入がなく、税法上の被扶養者になっていない

必ず3月15日(金)までに提出

申告会場で面談をして作成する人

次の書類を持参してください。

- 申告書(会場にも用意)
- 申告者本人のマイナンバーカードか、通知カード
※通知カードの場合、運転免許証など本人確認書類も持参
- 昨年中の収入が分かるもの
- ①給与収入があった人は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など
- ②営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など(事前に収入金額や経費などを集計してください)
- ③公的年金受給者は、源泉徴収票
- ④個人年金の受取があった人は、個人年金の支払証明書
- 該当者のみ持参
- ①配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの
- ②社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、控除証明書などの支払いを証明できる書類
- ③医療費控除を受ける人は、医療費のお知らせか、医療費控除の明細書(事前に金額を集計してください)
- ④代理人が提出する場合は、委任状

必要なものを確認して、左ページの日程を確認！

自分で作成する人

申告書に次の書類を添付の上、郵送か、申告会場に設置の提出箱へ提出してください。

- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写しか、通知カードの写し
※通知カードの場合、運転免許証など本人確認書類の写しも添付
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、控除証明書などの支払いを証明できる書類を添付
- 医療費控除を受ける人は、医療費のお知らせか、医療費控除の明細書を添付

申告相談日程表

受付時間 午前9時～午後4時
番号札 午前8時30分から配付

利根支所(若者定住センター内)

| 月 | 日 | 対象地区 |
|----|------------------|------|
| 2月 | 16日(金) 19日(月) | 利根 |

白沢支所3階多目的ホール

| 月 | 日 | 対象地区 |
|----|------------------|------|
| 2月 | 20日(火) 21日(水) | 白沢 |

テラス沼田4階防災会議室401・402

| 月 | 日 | 対象地区 |
|----|-------------------|-------------------------|
| 2月 | 22日(木) 26日(月) | 川田 |
| 2月 | 27日(火) 28日(水) | 池田 |
| 2月 | 29日(木) 3月1日(金) | 利南 |
| 3月 | 4日(月) 5日(火) | 薄根 |
| 3月 | 6日(水) | 東倉内町・西倉内町・柳町 |
| 3月 | 7日(木) | 高橋場町 |
| 3月 | 8日(金) | 材木町・桜町・上原町 |
| 3月 | 11日(月) | 東原新町・西原新町 |
| 3月 | 12日(火) | 上之町・馬喰町・中町・坊新田町・下之町・鍛冶町 |
| 3月 | 13日(水) | 榛名町・清水町・薄根町 |
| 3月 | 14日(木) 15日(金) | 全地区 ※例年、非常に混雑します |

2月16日(金)～21日(水)の期間は、テラス沼田での申告相談は行いません

これらの申告は沼田税務署で手続きしてください

- ①青色申告
- ②土地や株式など譲渡所得などの分離課税を含む申告
- ③住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を初めて受ける申告
- ④準確定申告(亡くなった人の確定申告)
- ⑤令和4年分以前の確定申告(修正申告、更正の請求含む)

沼田税務署からのお知らせ 問合せ 沼田税務署個人課税部門 ☎22-2133

スマホやPCで自宅から申告できる「確定申告書等作成コーナー」がおすすめ！

案内に従って情報を入力し確定申告書などを作成・申告できます。マイナポータルを連携すると、基本情報などが自動入力されて便利です。青色申告決算書や収支内訳書の作成もできます。

国税庁HP「確定申告特集」からアクセス



対象 ①年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする人②年末調整が済んでいない人③2カ所以上の給与所得がある人④年金収入や副業など雑所得がある人⑤株式などの譲渡をした人(特定口座をお持ちの人)
操作などの問合せ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901(土・日曜日、祝日を除く)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

期間 2月16日(金)～3月15日(金)の、土・日曜日、祝日を除く午前9時～(受付:午前8時30分～午後4時)

※譲渡所得・贈与税の相談日:2月7日(水)・13日(火)・16日(金)・20日(火)・22日(木)・27日(火)、3月4日(月)・6日(水)・8日(金)・12日(火)・14日(木)・15日(金)

会場 沼田税務署1階会議室(東原新町1910-2)

入場 国税庁LINEにて事前発行か、会場で配付(状況により早期終了)する入場券が必要

その他 ①スマホ申告が基本です②マイナンバーカードを利用する場合、パスワードを確認③必要書類は、国税庁HPなどで確認④2月15日(木)以前は、沼田税務署にて申告相談を行っています